

# AIと知財の法的責任： 経産省手引きが示す 「責任分界点」の実務的考察

民事責任のパラダイムシフトと、企業が構築すべき「AI・知財統合コンプライアンス体制」




# グローバル知財の地殻変動：イノベーションの停滞を防ぐ「ソフトローの羅針盤」

2026年現在、AIと知財の交差点において世界的な法域の乖離と巨額訴訟が多発。  
経産省の手引き (2026年4月版) は、予見可能性を高めるための不可欠なフレームワークである。

欧州・英国：  
TDM例外規定 (EU) とIP保護戦  
略の管轄権ごとの乖離

米国：  
Thomson Reuters v. ROSS  
Kadrey v. Meta  
Cox v. Sony Music  
(フェアユースとプラットフォーム  
責任の再定義)

不法行為法 (民法709条) の解釈指針



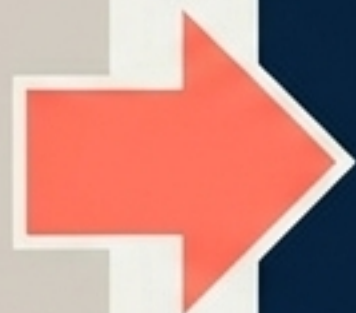
# 過失責任のパラダイムシフト：「個別の検証」から「組織的な体制構築」へ

確率論的でブラックボックスなAIに対し、「人間による都度の目視検証」は限界を迎えた。  
現行法における注意義務の評価軸は、システム全体の設計と運用体制へ移行している。

## 旧来のソフトウェア・ツール



**個別の結果回避義務**  
(都度の目視確認による権利侵害の防止)



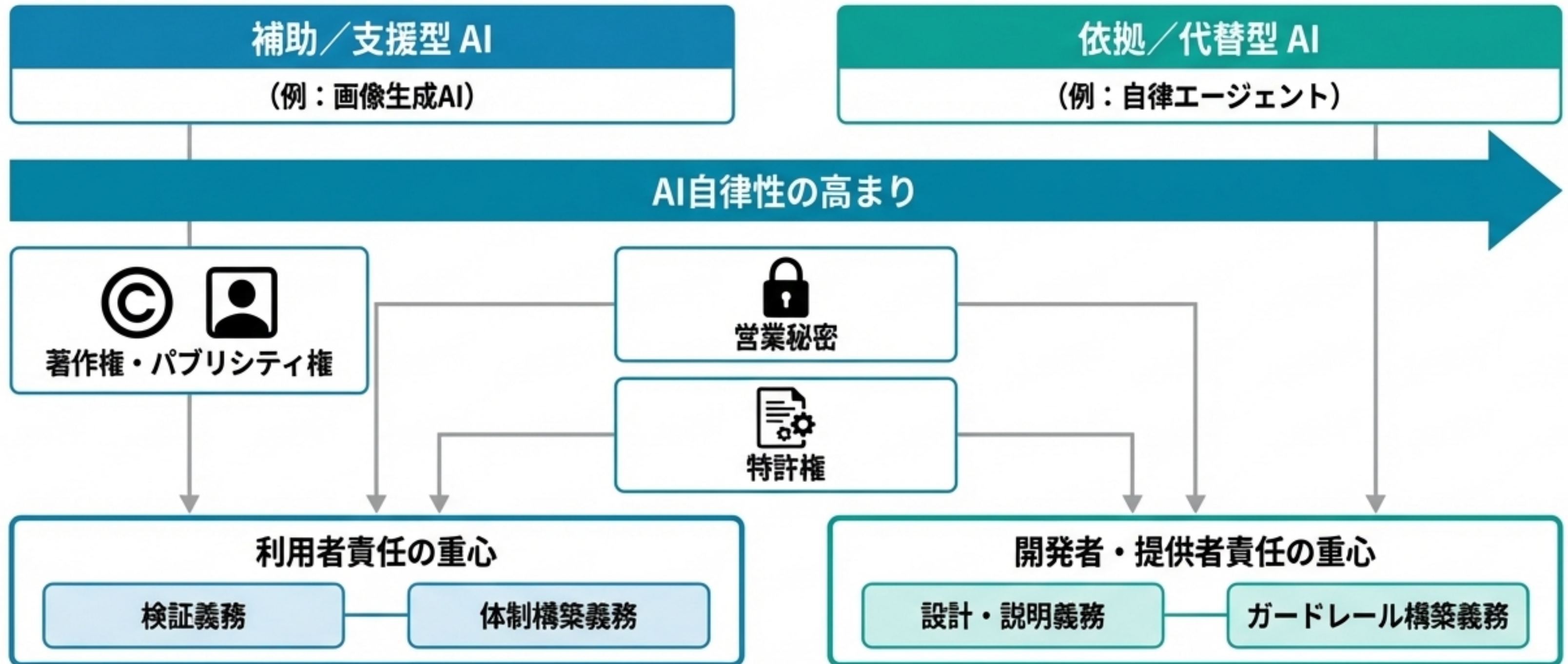
## 現代のAIシステム



**組織的な体制構築・運用義務**  
(コンプライアンス体制自体が過失評価の対象に)

# AIの自律性に連動する「責任分界点」のダイナミズム

AIが人間に代わって自律するほど、責任の重心は利用者の「検証」から開発者の「設計」へとスライドする。



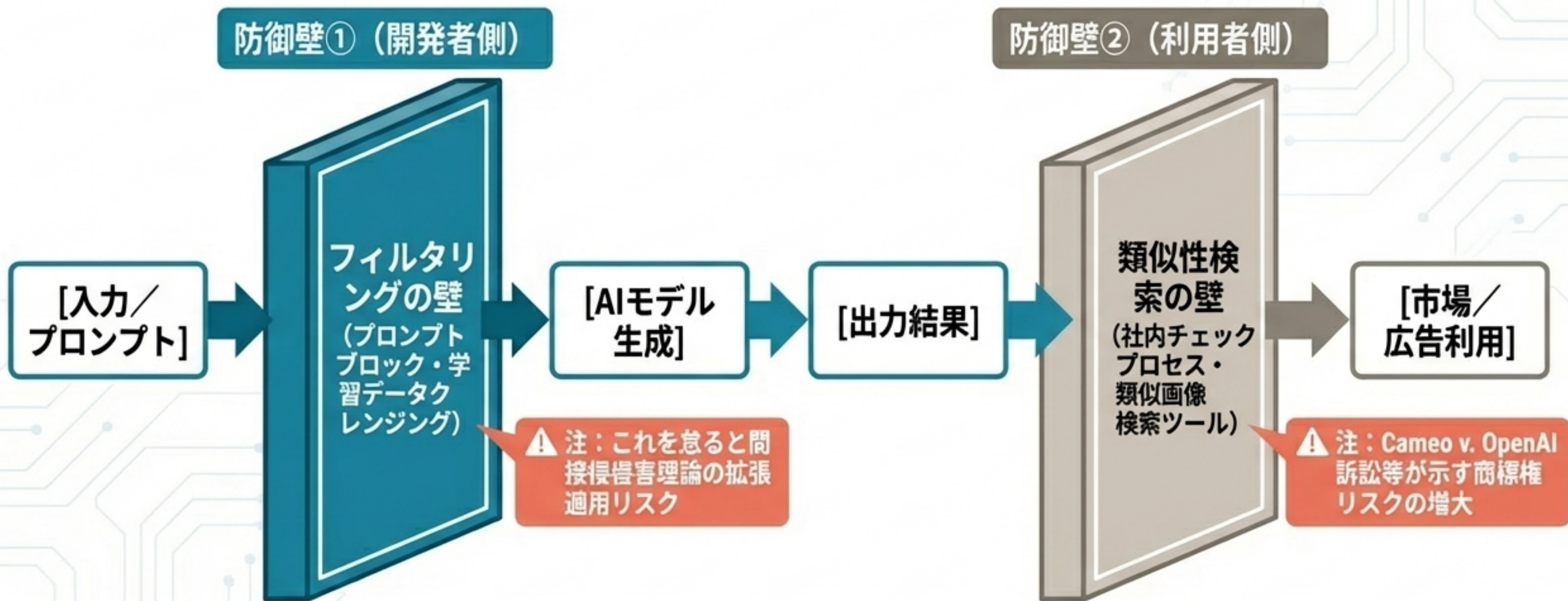
# 【診断マトリクス】4つの想定事例における知財侵害リスクと義務の分配

自社のAIプロダクトがどの類型に属し、主たる知財リスクが何であることを特定することが、防衛策の第一歩となる。

AI類型・事例	主たる知財リスク	AI利用者の注意義務	開発者・提供者の義務
画像生成AI (補助型)	著作権・パブリシティ権	第三者の権利侵害をしない 運用・社内検証体制	侵害リスクの明示、例外的類似物 生成低減措置（ガードレール）
取引審査AI (補助型)	営業秘密・不正競争・ 不当差別	バイアス監視、 Human-in-the-Loopの実装	重み付け見直し等の 設計上措置、説明責任
外観検査AI (依拠型)	特許権（方法の発明）・ 製造物責任	精度劣化の継続的検証	重大バグの防止、フェールセーフ 機構のシステムの搭載
AIエージェント (依拠型)	営業秘密の漏洩・ 限定提供データ侵害	消費者への明示、 適正プロセスの構築	自律的アクセス時の適法性確保 (ホワイトリスト化等)

# 画像生成AI：著作権・パブリシティ権の交錯と「二重のガードレール」

AIが生成した結果を盲信する利用者は責任を免れない。同時に、開発者側も「例外的な権利侵害防止措置」を怠れば不作為の過失を問われ得る。



# 取引審査AIにおける法的ジレンマ：透明性（XAI）と営業秘密の正面衝突

利用者がデュープロセス（説明責任）を果たすためにアルゴリズムの開示を求める力と、開発者が競争力の源泉（営業秘密）を死守する力が法廷で激突する。

## 透明性・説明責任の要求（XAI）

- 利用者の不法行為責任回避
- デュープロセスの要請

## 営業秘密の保護戦略（Trade Secret）

- DTSAに基づく強力な保護
- 特許化回避（非公開戦略）



# 依拠型AIの地雷原：自律的スクレイピングと「プロセス特許」の不可視性

依拠型AIでは利用者のリアルタイム介入は不可能。AIが自律的に他社の特許プロセスを採用したり、営業秘密を不正取得したりするリスクを、開発者の「設計上のフェールセーフ」で防ぐ必要がある。

プロセス特許  
(方法の発明) との  
偶発的一致

robots.txtやPaywallを無視した  
営業秘密のスクレイピング

AIエージェント

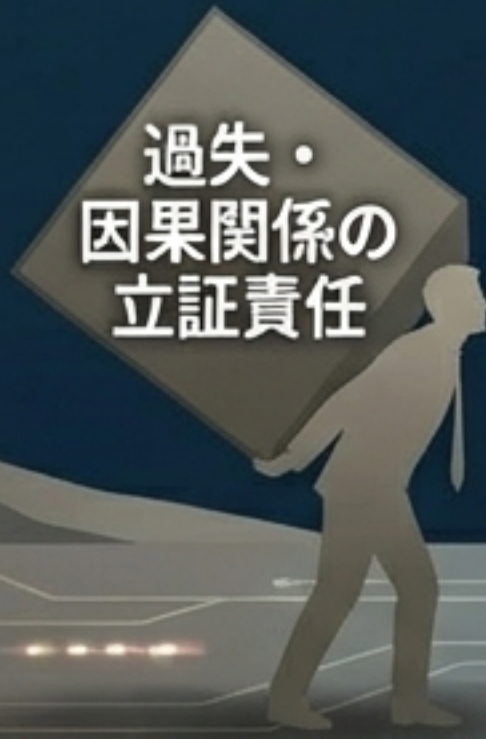
ソリューション：開発者の  
アーキテクチャ上の  
フェールセーフ

- (黒い箱の中の安全装置)
- API認証管理
  - ドメインのホワイトリスト化

# 立証の壁：「ブラックボックス」は責任免脱の絶対的な盾となるか？

損害賠償において、原告がAI内部のバグや過失を科学的に立証することは不可能に近い。情報が開発者にのみ偏在する圧倒的な非対称性が存在する。


過失・  
因果関係の  
立証責任



ブラックボックス性・  
複雑なアーキテクチャ

情報の偏在  
(内部ログ、パラメータの重み付け)

営業秘密  
(トレード  
シークレット)



# 情報偏在を崩す司法の実務的アプローチ

過度な秘匿化はかえって法的リスクを高める。裁判所は「インカメラ審理」や「証明妨害の法理」を用いて、営業秘密を守りつつ原告の立証権を保障する道を探っている。

インカメラ審理の精緻な活用  
(専門家のみによる非公開検証)

事実上の推定  
(Res Ipsa Loquitur)  
の適用模索

証明妨害の法理適用  
(秘匿しすぎることによる  
過失の推認)

原告の  
立証負担

営業秘密  
の盾

支点：裁判所による  
バランス調整



# 契約実務への展開：知財リスクの事前分配とインデムニティの攻防

手引きの基準（過失の解釈）は、そのままベンダーとの契約交渉における「責任割合算定」と「補償範囲」の強力なリファレンスとして機能する。

利用者側要求：  
完全なインデムニティ  
（全額補償）

開発者側要求：  
100%保証不可による責任限定  
（Liability Cap）



経産省手引き、  
AI・データ契約ガイドライン

不法行為法（民法709条）、  
PL法

# 【総括】 AI・知財統合コンプライアンス体制の全体像

AIの自律性を理由とした無条件の免責は許されない。テクノロジー、リーガル、オペレーションの3つの防御レイヤーを統合し、サプライチェーン全体でリスクを管理する体制構築が不可避である。

## Tech / 開発者

- ・設計上の防止措置
- ・ガードレール
- ・フェールセーフ

## Ops / 利用者

- ・運用体制の構築
- ・類似性検証プロセス
- ・Human-in-the-Loop

AIシステムのライフサイクル（開発から運用まで）

## Legal / 契約

- ・インデムニティ交渉
- ・責任限定条項
- ・知財権のアロケーション

## Ops / 利用者

- ・運用体制の構築
- ・類似性検証プロセス
- ・Human-in-the-Loop

完成：AI・知財統合コンプライアンス体制

## 結論とネクストアクション：グローバルリスクに備えるために

日本のソフトローに準拠することは、グローバルな知財紛争における防衛力に直結する。今すぐ自社の体制をアップデートせよ。



【診断】 自社AIの「類型（補助 vs 依拠）」と「自律性レベル」の定量評価を実施する。



【運用】 「個人の注意」に依存しない、システムの類似性検証とログ保存体制を組織の制度として組み込む。



【契約】 経産省手引きの基準をリファレンスとし、サプライチェーン全体の責任配分（インデムニティ交渉等）を再設計する。

# 参照資料・引用文献

- 経済産業省「AI利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き（第1.0版）」(2026年4月)
- Chambers and Partners: Trade Marks & Copyright 2026 | Global Practice Guides
- Fitch Even: 2026 Intellectual Property Developments: Key IP Issues to Watch
- Kronenberger Rosenfeld, LLP: Navigating Intellectual Property Law in an AI Future
- Hunton Andrews Kurth LLP: A Practical Guide to Protecting AI Models with Trade Secrets
- Skadden: Whose AI Is It Anyway? Key Developments in the Evolving Relationship Between AI and IP

